

第4節 服務

○海部地区急病診療所組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和61年6月16日)
(条例第7号)

改正 平成21年8月24日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別紙様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

別紙様式

宣 誓 書

わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。

わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名 印